

65歳以上の皆さんへ

介護保険料が決定しました

今年度の介護保険料納入通知書を6月中旬に送付します。保険料の額は6月に確定する平成24年度住民税の課税状況に応じて決定したものです。

◎年金天引きによる納付(特別徴収)の方

6月に決定した保険料(年額)から、4月にお送りした納入通知書の仮徴収額を差し引いた額が、10月以降の年金から3回に分けて天引きされます。

(4月、6月、8月の年金からは、4月に送付した納入通知書の額が天引きされます。)

◎納付書による納付(普通徴収)の方

保険料(年額)は、6月から10期に分けて納付します。各納期限までに納め忘れのないよう納付してください。

▼介護保険料が変わります

平成21～23年度

所得段階	対象者(所得などの条件)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	25,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	25,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	38,300円
第4段階(特例)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	44,900円
第4段階(基準額)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	51,000円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	63,800円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	76,500円

平成24～26年度

所得段階	対象者(所得などの条件)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	28,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	28,500円
第3段階(特例)	世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	36,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	42,800円
第4段階(特例)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	50,200円
第4段階(基準額)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	57,000円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満の人	71,300円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	85,500円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	99,800円



【問合先】福祉健康課